

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
……(都市整備局市街地整備部再開発課)……一
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……
……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……
……(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……二
- 公有水面埋立ての免許出願……(港湾局離島港湾部管理課)……二
- 公有水面埋立地の用途変更……(同)……三
- 開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……四
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……(同)……六
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……(水道局)……六

告示

東京都告示第千八百八十七号

東京都再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年八月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十七年九月十五日から令和六年十一月三十日まで

三 施行地区

渋谷区桜丘町、道玄坂一丁目及び渋谷三丁目各区内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

渋谷区桜丘町四番二十三号

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成二十七年九月十五日

令和四年八月二十六日

東京都告示第千八百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に

より一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年八月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸明

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

小金井市貫井北町五丁目六百八十八番一、同番十三、同番十八、同番二十、同番二十四及び同番二十五

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

東京都告示第千八百八十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

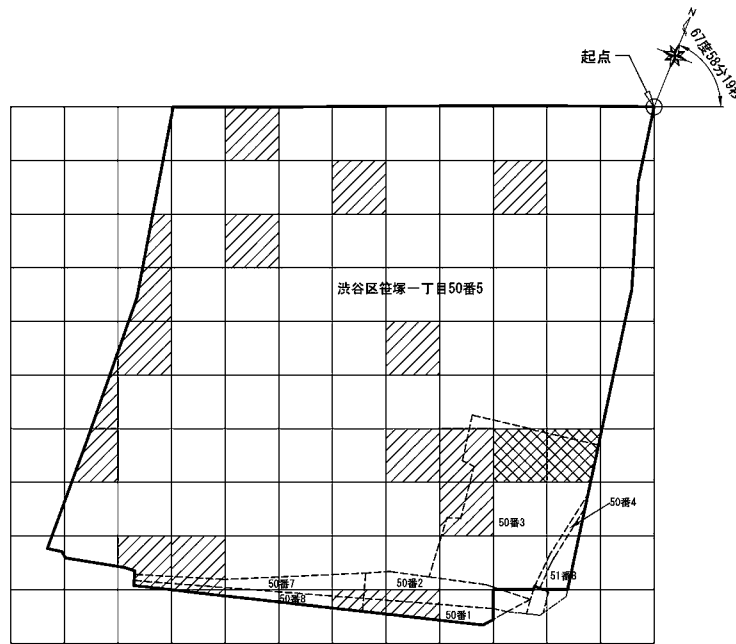
令和四年八月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(渋谷区笹塚一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 形質変更時委届出区域
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時委届出区域
(令和4年東京都告示第950号
により指定した区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- 敷地境界

【起点】

起点は、渋谷区笹塚一丁目50番5の最北端とする。

格子の回転角度 (67度58分19秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百九十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年八月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に栃木県足利市及び滋賀県草津市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和四年八月八日

●東京都告示第千百九十一号

御蔵島港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二條第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があったので、法第三條第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、御蔵島港湾管理者東京都の代表者である東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和四年八月二十六日

御蔵島港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

<p>一 出願年月日 令和四年七月二十一日</p> <p>二 出願人 名称 東京都 所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号 代表者 東京都知事 小池 百合子 代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>三 埋立区域</p> <p>(一) 位置 御蔵島村字御蔵地先御蔵島港港湾区域内公有水面</p> <p>(二) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>①の地点 基準点(北緯三三度五三分四五秒六五、東經一三九度三五分二三秒五〇)から三二度二分〇四秒三一・〇三メートルの地点 ②の地点 ①の地点から三一〇度四二分〇六秒一五〇・〇〇メートルの地点 ③の地点 ②の地点から四〇度四二分〇六秒一〇・〇〇メートルの地点 ④の地点 ③の地点から一三〇度四二分〇六秒一五〇・〇〇メートルの地点</p> <p>(三) 面積 一、五〇〇・〇〇平方メートル</p> <p>四 埋立てに関する工事の施行区域</p> <p>(一) 位置 御蔵島村字御蔵地先御蔵島港港湾区域内公有水面</p> <p>(二) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び②の地点と①の地</p>					<p>点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>①の地点 基準点(北緯三三度五三分四五秒六五、東經一三九度三五分二三秒五〇)から三二度四分五一秒二五七・四四メートルの地点 ②の地点 ①の地点から三一〇度四二分〇六秒一二四・一五メートルの地点 ③の地点 ②の地点から二二〇度四二分〇六秒三七・〇〇メートルの地点 ④の地点 ③の地点から三一〇度四二分〇六秒二五・三五メートルの地点 ⑤の地点 ④の地点から四〇度四二分〇六秒一九七・〇〇メートルの地点 ⑥の地点 ⑤の地点から一三〇度四二分〇六秒三五〇・〇〇メートルの地点 ⑦の地点 ⑥の地点から二二〇度四二分〇六秒九〇・〇〇メートルの地点 ⑧の地点 ⑦の地点から一三〇度四二分〇六秒六一・六三メートルの地点 ⑨の地点 ⑧の地点から二三七度三一分五三秒二八・二〇メートルの地点 ⑩の地点 ⑨の地点から二三三度〇二分三六秒四三・八〇メートルの地点</p> <p>(三) 面積 六八、九四九・九六平方メートル</p> <p>五 埋立地の用途 ふ頭用地</p> <p>六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先 御蔵島村字入かねが沢 御蔵島村役場 御蔵島村産業課</p> <p>七 縦覧期間 告示の日から起算して三週間</p>
<p>(二) 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と①の地</p>		<p>一 申請年月日 令和四年七月二十日</p> <p>二 埋立免許の年月日及び番号 平成二十九年五月一日 二十九港島管第四十三号</p> <p>三 埋立ての免許を受けた者 名称 東京都 住所 新宿区西新宿二丁目八番一号 代表者氏名 東京都知事 小池 百合子 代表者住所 新宿区西新宿二丁目八番一号</p>	<p>●東京都告示第千百九十二号 御蔵島港港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第十三条ノ二第一項の規定に基づき、埋立地の用途の変更の申請があつたので、同法第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>なお、この変更内容に利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、御蔵島港港湾管理者東京都の代表者である東京都知事に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和四年八月二十六日 御蔵島港港湾管理者 東京都 代表者 東京都知事 小池 百合子</p>		

点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(北緯三三度五三分四五秒六五、東經一三九度三五分二秒五〇)から三二度四四分五一秒二五七・四五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三一〇度四二分〇六秒一二四・一五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から四〇度四二分〇六秒二三・〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三一〇度四二分〇六秒一一・三五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から四〇度四二分〇六秒二・一〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度四二分〇六秒二〇・〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から四〇度四二分〇六秒五・五〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三一〇度四二分〇六秒二〇・〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から四〇度四二分〇六秒一九・四〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一三〇度四二分〇六秒一九一・八四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二四〇度五五分二九秒四七・四四メートルの地点

(三) 面積

七、七六二・八五平方メートル

五 埋立地の用途及び面積

- 変更前 エプロン敷 二、九九九・五六平方メートル
- 護岸敷 一、二九〇・四九平方メートル
- 荷捌き用地敷 二、七五七・二二平方メートル

道路敷 一、二二六・二三平方メートル

変更後 エプロン敷 一、五〇〇・二九平方メートル

護岸敷 一、四二四・九二平方メートル

荷捌き用地敷 三、五六三・二九平方メートル

道路敷 一、二七四・三五平方メートル

六 申請書類の縦覧場所及び意見書の提出先

御蔵島村字入かねが沢 御蔵島村役場 御蔵島村産業課

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年八月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市若葉町三丁目四十二番 西東京市芝久保町四丁目二番 五十九、同番六十一、四十三番 十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

昭島市宮沢町二丁目百八十六 西東京市東伏見三丁目六番

番一、同番十一、同番十一地 十九号 先及び同番十三 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

昭島市緑町四丁目二千六百十六番一、二千六百十七番一、同番三及び二千六百三十番二 杉並区西荻北二丁目一番十号 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池 信三

清瀬市中清戸五丁目百三十四番二十四の一部、同番二十四地先、同番二十七、百八十二番の一部、百八十三番、百八十八番一、同番三及び百八十九番一(第一工区) 国分寺市東戸倉一丁目十六番地四十一 株式会社富晴 代表取締役 富田 譲治

武蔵野市西久保一丁目三十九番五号 株式会社ハウジングニチエ 代表取締役 塚田 正和

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和四年八月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年八月二十六日	東京都知事 小 池 百合子	一 店舗名	サンシャインシティ	二 店舗所在地	豊島区東池袋三丁目一番一号ほか	三 設置者名	株式会社サンシャインシティほか一名	四 設置者住所	豊島区東池袋三丁目一番一号ほか	五 変更を行った設置者名	株式会社西武リアルティソリューションズ	六 変更前の設置者名	株式会社プリンスホテル	七 変更後の設置者名	株式会社西武リアルティソリューションズ	八 変更前の設置者の代表者名	小山 正彦	九 変更後の設置者の代表者名	齊藤 朝秀	十 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ブーランジェリーエリックカイザージャパンほか一名	十一 変更前の小売業者の住所	港区高輪一丁目四番二十一号(株式会社ブーランジェリーエリックカイザージャパン)	十二 変更後の小売業者の住所	港区芝浦二丁目十四番五号(株式会社ブーランジェリーエリックカイザージャパン)	十三 変更前の小売業者の代表者名	アンドレ・アーチャー・ジェイブス(日本トイザラス株式会社)	十四 変更後の小売業者の代表者名	テイラー・リチャード・コリン(日本トイザラス株式会社)	十五 変更日	令和四年六月二十二日ほか	十六 届出日	令和四年七月二十六日	十七 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業
十八 縦覧期間	振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) 令和四年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十九 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名	ドン・キホーテ新宿店	二 店舗所在地	新宿区大久保一丁目十二番六号ほか	三 設置者名	日本アセットマーケティング株式会社	四 設置者住所	江戸川区北葛西四丁目十四番一号	五 変更前の設置者の代表者名	白濱 満明	六 変更後の設置者の代表者名	平田 一馬	七 変更日	令和四年六月二十九日	八 届出日	令和四年八月九日	九 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十 縦覧期間	令和四年八月二十六日から同年十二月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十一 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。										
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和四年八月二十六日	東京都知事 小 池 百合子	一 店舗名	町田セブンビル	二 店舗所在地	町田市原町田六丁目一番六号	三 設置者名	町田セブンビル株式会社	四 意見	ア 聴取者 町田市長 イ 概要 意見なし ウ 収受日 令和四年八月九日	五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	六 縦覧期間	令和四年八月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一 店舗名	町田ビルディング	二 店舗所在地	町田市原町田六丁目二番六号	三 設置者名	株式会社丸井	四 意見												

<p>ア 聴取者 町田市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 収受日 令和四年八月九日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和四年八月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和四年八月二十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名、店舗所在地及び設置者名</p> <p>(一)ア 店舗名 (仮称)ベルク東大和立野店</p> <p>イ 店舗所在地 東大和市立野二丁目二番十三ほか</p> <p>ウ 設置者名 株式会社ベルク</p> <p>(二)ア 店舗名 西口ビルディング</p> <p>イ 店舗所在地 豊島区西池袋一丁目十六番三号</p> <p>ウ 設置者名 株式会社丸井ほか十一名</p> <p>(三)ア 店舗名 小田急百貨店別館</p> <p>イ 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目五番一号</p>	
<p>ウ 設置者名 小田急電鉄株式会社ほか一名</p> <p>(四)ア 店舗名 リリオ亀有I街区ビル</p> <p>イ 店舗所在地 葛飾区亀有三丁目二十六番一号</p> <p>ウ 設置者名 独立行政法人都市再生機構ほか六十三名</p> <p>(五)ア 店舗名 恵比寿ガーデンプレイス</p> <p>イ 店舗所在地 渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか</p> <p>ウ 設置者名 サッポロ不動産開発株式会社ほか一名</p> <p>二 東京都の意見の概要</p> <p>ア 概要 一(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに、大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して意見なしとする。</p> <p>イ 意見の通知日 令和四年八月四日</p> <p>三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>四 縦覧期間 令和四年八月二十六日から同年九月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>東京都指定給水装置工事業者の指定について</p> <p>水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事業者を次のとおり指定した。</p> <p>令和四年八月二十六日</p>	
<p>東京都水道局長 古 谷 ひろみ</p> <p>指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日</p> <p>一〇四六 藤設 藤本 忖成 江東区森下三丁目九番四号二〇一 令和四年七月二十七日</p> <p>一〇四六 日本漏水調査修繕センター 丸山 裕之 神奈川県横浜市戸塚区平戸町千二百番地一 同日</p> <p>二 一〇四六 くらがね水道株式会社 山田 大輔 神奈川県横浜市青葉区鉄町五百二十二番地三 同日</p> <p>一〇四六 株式会社市川電設 市川 雄士 神奈川県相模原市中央区清新四丁目八番十一号 同日</p> <p>一〇四六 株式会社アークス 森田 隆史 神奈川県大和市大和二丁目七番三十号島田ビル二階B号 同日</p> <p>一〇四六 株式会社ブルーパワーカーション 原田 秀雄 港区赤坂二丁目十六番八号五階 同日</p> <p>一〇四六 有限会社シンコー液化ガス 石井 保行 神奈川県大和市中央林間一丁目六 同日</p>		

一〇四七	高木組	高木	大進	町田市南町三丁目十番三十号	同日
一〇四七	株式会社 スミカワ A D D	松本	英晴	稲城市向陽台一丁目二番地の三	同日
一〇四七	T R Y	石川	孝明	西東京市北町四丁目六番七一〇六号	同日
一〇四七	イクテク	築地まゆこ		青梅市新町五丁目二十八番地の十三	同日
一〇四七	対馬建設株式会社	白石	朋康	練馬区土支田三丁目四番二十一号	同日
一〇四七	株式会社 ポノワ	濱屋	陽一	東村山市多摩湖町一丁目十三番地二十二	同日
一〇四七	株式会社 R's テ クノ	山下	凌	清瀬市中清戸三丁目三百六十三番地十四	同日
一〇四六	長田設備	長田	直樹	江戸川区東小岩四丁目五番十一号	同日
一〇四六	関東漏水調査修理センター株式会社	小崎	英剛	神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町五百十二番地八	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和四年八月二十六日

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
六四二八	株式会社 澄川工務店	松本 英晴	稲城市向陽台一丁目二番地の三	令和四年三月三十一日
三三七四	株式会社 田口設備	田口 誠一	武蔵村山市大南二丁目百二十七番地の一	同年六月二十八日
七八六一	有限会社 坂巻設備	坂巻祐一郎	神奈川県伊勢原市沼目二丁目十番五号	同月三十日
七四四一	有限会社 ホームテリア	小形 達男	埼玉県川口市東川口六丁目九番三十四号	同年七月六日
九八〇〇	R's テ クノ	山下 凌	清瀬市中清戸三丁目三百六十三番地十四	同月二十七日
七五三九	有限会社 ティー・エス・ケイ	土橋 修	千葉県千葉市緑区平川町九百七十五番十三	同月三十一日

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止について

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があった。

令和四年八月二十六日

指定番号	商号	代表者	住所	休止年月日
八八〇八	株式会社 折茂熱学	大友さとみ	練馬区東大泉四丁目三番六号田口ビル二階	令和四年四月三十日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

